佐野市監査委員告示第５号

定例監査の結果

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第１項及び第４項の規定に基づき、令和８年度定例監査を実施したので、同条第９項の規定によりその結果を次のとおり公表します。

令和８年１０月２８日

佐野市監査委員　髙　橋　孝　之

佐野市監査委員　井　川　克　彦

第１　対象部課

行政経営部（行政経営課、危機管理課、人事課、行政改革・DX推進課）

第２　監査期間

令和８年９月１日（火）から同年１０月２８日（水）まで

第３　監査の結果

１　行政経営課

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の計数に誤りがなく適切に処理されている。

２　危機管理課

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の計数に誤りがなく適切に処理されている。

３　人事課

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の計数に誤りがなく適切に処理されている。

４　行政改革・DX推進課

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の計数に誤りがなく適切に処理されている。